

大阪広域環境施設組合規則第6号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成27年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「平成27年条例第20号」を「平成27年条例第20号。以下「勤務時間条例」という。」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）第11条第1項に規定する特別休暇（同項第8号及び第9号に該当する場合に与えられる特別休暇に限る。）を与えられた日数

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（部分休業をすることができる非常勤職員）

第5条 条例第21条第2号イの組合規則で定める非常勤職員は、第2条に定める非常勤職員で所定の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

（条例第22条第2項及び第3項の組合規則で定める休暇）

第6条 条例第22条第2項の勤務時間条例第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇に準ずる休暇として組合規則で定めるものは、大阪広域環境施設組合職員就業規則第12条第1項第15号及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）第8条第1項第13号に該当する場合に与えられる特別休暇とする。

2 条例第22条第2項の勤務時間条例第12条の2第1項の規定による介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものは、大阪広域環境施設組合職員就業規則第13条の3第1項及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項の規定による介護時間とする。

3 条例第22条第3項の育児時間又は介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第15号に該当する場合に与えられる特別休暇並びに会計年度任用

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第14条第1項の規定による介護時間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。